



第3期 一関市教育振興基本計画概要版

計画期間：令和8年度～17年度 一関市教育委員会

1. 計画の趣旨・位置づけ

- ・本計画は、教育基本法に基づき、一関市の教育施策を総合的かつ体系的に推進するための基本計画です。
- ・市の最上位計画である「一関市総合計画」を上位計画とし、市の教育大綱と整合を図った上で、国や県の最新の教育振興計画を参考として策定しました。
- ・また、本計画は「子どもの読書活動推進計画」の内容を兼ねるものとしています。
- ・計画期間：令和8年度（2026）～令和17年度（2035）の10年間
※前期（5年）と後期（5年）に区分し、社会の変化に柔軟に対応します。
- ・対象範囲：学校教育及び社会教育全般（学校体育を除くスポーツ、文化財保護を除く文化に関する事項を除く）

2. 国の教育施策の動向

- ・令和5年6月に、国は新たに第4期教育振興基本計画を策定しました。
- ・この国の計画は、教育基本法を普遍的な使命とし、新たな時代の要請を取り入れていく不易流行の考え方を基調としています。
- ・今後の教育施策に関する全体的な方針として、2つのコンセプトと5つの方針を定めています。

◆未来の教育が目指す2つの姿（コンセプト）

持続可能な社会の創り手の育成	日本社会に根差したウェルビーイングの向上
将来の予測が困難な時代に、未来に向けて自らが社会の創り手となり、持続可能な社会を維持・発展させていく人材を育てます。	多様な個人それぞれが幸せや生きがいを感じるとともに、地域や社会が幸せや豊かさを感じられるものとなるよう、教育を通じてウェルビーイングを向上させます。

◆今後の教育を進める5つの方針

1. グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成
2. 誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進
3. 地域や家庭で共に学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進
4. 教育デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進
5. 計画の実効性確保のための基盤整備・対話

3. 一関市の教育における社会の変化と課題

	内容
少子化と人口減少	市の児童生徒数は、令和7年度の約6,400人から6年後には約4,500人へと大幅に減少する見込みであり、環境変化への対応が喫緊の課題です。
社会の変化への対応	デジタル化（DX）やグローバル化が進展する中、予測困難な時代を生き抜く力や、多様な背景を持つ人々との共生が求められています。
地域のつながり	家庭や地域の教育力低下が懸念されており、コミュニティ・スクールなどを通じて地域全体で子どもを育てる仕組みづくりが必要です。
課題への対応	不登校児童生徒の増加傾向や、記述式問題における学力課題、教職員の多忙化などへの具体的な対応策が必要です。

- ・一関市の教育を取り巻く環境は、急速に変化しています。
- ・これらの課題に対応し、持続可能な教育環境を築くことが求められています。

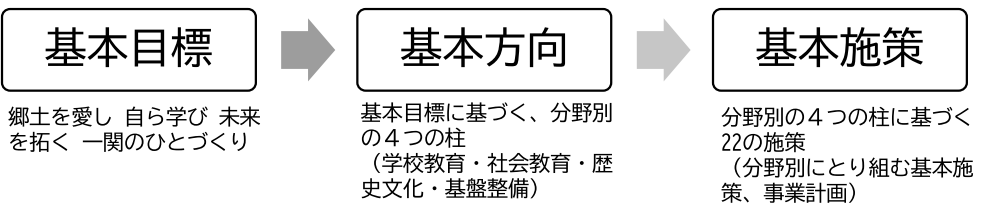
4. 教育振興の基本目標

郷土を愛し 自ら学び 未来を拓く 一関のひとづくり

本目標は、豊かな自然や歴史・文化を誇りとし、変化の激しい社会においても、積極的に未来を切り拓く力を持つ人材を育成することにあります。教育の本質を「ひとづくり」と捉え、いつの時代にも通じる普遍的な考え方を基礎としています。

未来を担う子どもたち、そして市民一人ひとりが、郷土への愛着と誇り、夢と志を持つことが重要です。学習を通じて、社会に貢献し自分と他者の幸せを創造できる力を育む教育を推進し、新たな一関を創ることを目指しています。

5. 計画の体系

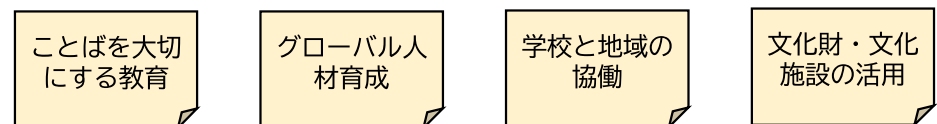


6. 施策の基本方向

- 基本方向1** 社会を生き抜く力を育み次代を担うひとづくり（学校教育の推進）
持続可能な社会の創り手として、予測が困難で変化の激しい社会を自立的に生きていくことのできる「ひとづくり」を進めます。
- 基本方向2** ともに学び、まちと地域をつくるひとづくり（社会教育の推進）
地域課題の解決と地域の教育力の向上を図ることのできる「ひとづくり」を目指します。また、学校教育と社会教育が連携した学びと地域づくりを推進し地域の活力を創造していきます。
- 基本方向3** 誇りと愛着を醸成する文化を継承し、未来を創造するひとづくり
郷土への理解を深め、ふるさとへの誇りと愛着を持ち次世代につないでいく「ひとづくり」を目指します。
- 基本方向4** 教育活動を支える基盤整備
質の高い教育活動を可能とする環境の整備、教職員の働き方改革やサポート体制の強化を進め、質の高い教育を提供します。

7. 施策の基本方向を横断する重点事項

- ・各基本方向に基づく施策を展開する上で、以下の4つの事項を横断的に重視します。



8. 基本方向の概要（基本目標に基づく分野別の4つの柱と主な取組）

- ・本計画では、「郷土を愛し 自ら学び 未来を拓く 一関のひとづくり」を基本目標に掲げ、これからの10年間を見据えた教育施策を推進します。
- ・この目標を実現するため、以下の4つの基本方向に沿って、22の基本施策を総合的かつ計画的に展開します。
- ・本計画の推進にあたっては、各基本施策の進捗状況や成果を客観的に把握するため「指標」を設定しています。指標には、児童生徒を対象に毎年実施している「全国学力・学習状況調査」「岩手県学習定着度状況調査」等の児童生徒質問紙調査結果等を用い、子どもを中心とした視点を重視し、各施策の進捗状況を客観的に把握しながら、効果的な推進を図ります。



【基本方向1】

社会を生き抜く力を育み次代を担うひとづくり（学校教育の推進）

【主な取組】

◆ことばの力を育てる教育

読書普及員の全校配置や、市独自教材『言海』の活用による思考力・表現力・コミュニケーション能力の育成

◆キャリア教育の推進

中学生の「社会体験学習」等を通じた勤労観・職業観の醸成

◆確かな学力と教育DXの推進

授業改善と一人一台端末等も用いた「個別最適な学び」と、ICTを活用した「協働的な学び」の一体的充実

◆切れ目のない支援

不登校支援、いじめ早期対応

特別支援教育充実による、誰もが安心できる学びの保障

◆グローバル化への対応

国際感覚と実践的な語学力の習得、ALT活用や英語検定料助成



【基本方向2】

ともに学び、まちと地域をつくるひとづくり（社会教育の推進）

【主な取組】

◆地域とともにある学校づくり

市民センターを核とした、地域全体で子どもを育む体制の構築

◆社会教育施設の機能強化

市民センターを「学び・協働・地域づくり」の拠点とした、地域課題解決や市民活動の支援

◆家庭教育支援

企業への出前講座や市民センター事業等による、保護者の学びと家庭の教育力の向上

◆図書館・博物館機能の充実

市民の生涯学習を多方面から支援



【基本方向3】

誇りと愛着を醸成する文化を継承し、未来を創造するひとづくり

【主な取組】

◆文化財の保存・調査・活用

文化財を適切に保存し、調査研究を進め、地域づくりへ活用
骨寺村荘園遺跡等の調査・保全を進め、担い手確保や関係人口を拡大

◆風俗慣習・民俗芸能の保存・伝承

地域や学校と連携しながら伝承活動を支援

「生きた教材」として民俗資料に触れ、体験できる機会の充実

◆地域団体等への支援

関係する地域団体等へ相談・助成などの支援を行うことにより、地域の自然、歴史、文化の伝承を図る



【基本方向4】

教育活動を支える基盤整備

【主な取組】

◆働き方改革と校務DXによる業務の効率化

校務支援システム等による業務効率化と、子どもと向き合う時間の確保

◆教育機会の均等確保

就学援助や遠距離通学支援等の継続による、経済的・地理的条件に関わらず学べる環境の確保

◆持続可能な教育環境の整備

部活動の段階的な「地域クラブ活動」への移行と、持続可能な活動環境の整備

将来を見据えた学校規模の適正化

◆安心・安全な施設整備

学校施設の長寿命化対策と、避難所機能整備に向けた体育館空調設備設置の計画的推進



9. 基本施策の概要（分野別の4つの柱に基づく22の施策）



【基本方向1】

社会を生き抜く力を育み次代を担うひとづくり（学校教育の推進）

基本施策	取組方針	個別施策
基本施策1-1 地域との連携・協働による特色ある学校づくりの推進	地域に開かれ、信頼される学校づくりを進めるとともに、各学校が創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開します。	地域とともに歩む学校づくり、特色ある学校づくり
基本施策1-2 ことばの力を育てる教育の推進	「ことばと読書」「ことばの響き」「ことばの先人」を三本柱とし、豊かな言語能力と郷土への誇りを育み、コミュニケーション力の向上を目指します。	「ことばと読書」に関する取組、「ことばの響き」に関する取組、「ことばの先人」に関する取組
基本施策1-3 キャリア教育の推進	発達段階に応じ、家庭や社会の一員として役割を果たしながら、自分らしく生きる力、地域の未来の担い手としてたくましく生きる力を育成します。	キャリア教育の充実、中学生の社会体験学習の充実、地域を理解し地域に関わる児童生徒の育成
基本施策1-4 確かな学力を育む教育の推進	個々の学習状況に応じた指導の充実と、主体的に学ぶ態度を育み、学習内容の定着と活用力を向上させます。	確かな学力の定着と向上、教員の授業力の向上
基本施策1-5 豊かな心を育む教育の推進	道徳教育や体験活動を充実させ、学校・家庭・地域が連携して豊かな心を育みます。	道徳教育、体験活動の充実、福祉・ボランティア教育の充実
基本施策1-6 いじめ・不登校への対応	いじめや不登校などの困難を抱える児童生徒一人ひとりに寄り添い、安心して学ぶ環境を作ることを通して、社会的自立に向けた支援を充実させます。	命の大切さを学ぶ機会の設定、いじめの防止、不登校対応の充実
基本施策1-7 自立して生きる力を支援する教育の推進	特別な支援を必要とする児童生徒一人ひとりに寄り添うとともに、全ての児童生徒の社会的自立と社会参画が実現するように支援を充実させます。	特別支援教育体制の充実、就学支援体制の充実
基本施策1-8 教育DXによる教育情報化の推進	GIGAスクール構想で整備された基盤を活用し、教育の質を向上させるとともに、情報社会を生き抜く力を育成します。	ICTの効果的な活用による学びの変革、情報社会に対応する資質・能力の育成
基本施策1-9 グローバル化への対応	多様な文化や価値観を尊重する態度を育成するために、外国語によるコミュニケーション能力の育成、国際理解教育の充実を図ります。	国際理解教育の推進、外国語能力向上の支援、日本語指導の実施
基本施策1-10 健やかな体を育む教育の推進	健康の保持増進に努めるとともに、学校・家庭・地域の連携を図り、よりよい運動習慣・望ましい食習慣・規則正しい生活習慣の形成を推進します。	健康教育の充実、学校給食と食育指導の充実、学校体育の充実
基本施策1-11 質の高い幼児教育の推進	幼児期の発達の特性を踏まえ、遊びを通じた総合的な学びを充実させるとともに、小学校教育へ円滑に接続させます。	特色ある幼児教育の推進、架け橋期のカリキュラム開発



【基本方向2】

ともに学び、まちと地域をつくるひとづくり（社会教育の推進）

基本施策	取組方針	個別施策
基本施策2-1 社会教育の充実	市民の生涯にわたる学習機会を創出し、学びの成果を地域活動へつなげ、地域の教育力向上とウェルビーイングの実現を目指します。	社会教育の推進、学びの成果を生かす環境づくり、地域づくりに取り組む人材・団体の育成、グローバルな人材の育成
基本施策2-2 家庭教育の充実と地域の教育力向上	家庭教育を支援するとともに、地域全体で子どもたちの学びをサポートすることで、家庭や地域社会の教育力を向上させます。	家庭教育の充実、地域学校協働活動の推進、教育振興運動の推進
基本施策2-3 学習環境の充実	市民センターを核とし、地域の特色や資源を生かした多様な学習機会を創出するとともに安心して利用できる学習環境の維持・向上に努めます。	社会教育環境の充実、指導体制の充実
基本施策2-4 図書館機能の充実	図書館の各要素を整備し、市民の知る権利を保障します。学校図書館と連携し、読書・学習支援を多面的に推進します。	情報拠点としての基盤と運営体制を整え、地域の活動を支援する図書館、一関の文化を育み、継承する図書館、すべての市民に情報を届ける図書館、学びの成果を挑戦につなげる図書館
基本施策2-5 子どもの読書活動の推進	子どもたちが多くの本に触れ、読むことの楽しさを実感できる具体的施策を推進します。	多様な読書機会の確保、デジタル読書環境の整備、子どもの視点に立った読書活動の推進、学校等における読書活動の推進
基本施策2-6 博物館等機能の充実	地域の歴史や文化を学ぶ施設として、各施設の特長を生かした機能の充実に努めます。	地域の歴史・文化等に関する学習支援、歴史・文化に親しみやすい環境づくり

10. 基本施策の概要（分野別の4つの柱に基づく22の施策）



【基本方向3】 誇りと愛着を醸成する文化を継承し、未来を創造するひとづくり

基本施策	取組方針	個別施策
基本施策3-1 文化財の保存と活用	文化財や歴史的景観の調査研究・保存・活用を進め、次世代に継承します。	文化財の保存、調査及び活用、骨寺村荘園遺跡の保全と活用
基本施策3-2 地域文化の伝承	地域の風俗慣習や民俗芸能の調査研究・記録保存、伝承活動や後継者育成を支援します。	風俗慣習・民俗芸能の保存・伝承、偉人・先人の顕彰、地域団体等への支援



【基本方向4】 教育活動を支える基盤整備

基本施策	取組方針	個別施策
基本施策4-1 教職員の働き方改革の推進と持続可能な教育環境の整備	校務の効率化と教職員の働き方改革を一体的に推進し、教職員が心身ともに健康で、児童生徒と向き合う時間を十分に確保できる環境を整備します。	校務DXによる業務の効率化、教職員の健康・働きやすさ向上、持続可能な部活動への転換
基本施策4-2 教育機会の均等確保	経済的理由や地理的条件にかかわらず、誰もが安心して教育を受けられるよう支援を充実させます。	経済的理由への支援、地理的条件等への支援
基本施策4-3 安心・安全で持続可能な教育施設の整備	児童生徒が安全かつ快適に学べるよう、学校施設の環境改善と持続可能な教育環境を整えます。	計画的な学校施設の長寿命化と環境改善、未来を見据えた学校規模の適正化、危機管理マニュアルの改善

11. 持続可能な開発目標(SDGs)と自治体の取組

持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）は、2015年9月の国連サミットで採択された国際目標で、「地球上の誰一人として取り残さない」ことを理念に掲げています。
本市は2021年度、内閣府より「SDGs 未来都市」に選定されており、本計画においてもSDGsの要素を反映して、SDGs 未来都市として持続可能なまちづくりに向けた取組を進めています。



いちのせき SDGs

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



12. 計画の進捗管理

計画の推進に当たっては、PDCAサイクル（計画・実行・評価・改善）を活用し、継続的な改善を図ります。
計画に掲げる施策・事業について、毎年度の進捗状況を点検し、成果と課題を明確にするため、「事務事業評価」を実施します。
地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき、毎年度、点検・評価の結果を「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書」としてまとめ、議会に報告します。あわせて、市のホームページなどで公表し、市民への説明責任を果たします。

